

## 本書について

本書は四輪以上の自動車の車台番号と原動機型式の打刻位置を、イラストにより分かりやすく図解したものです。

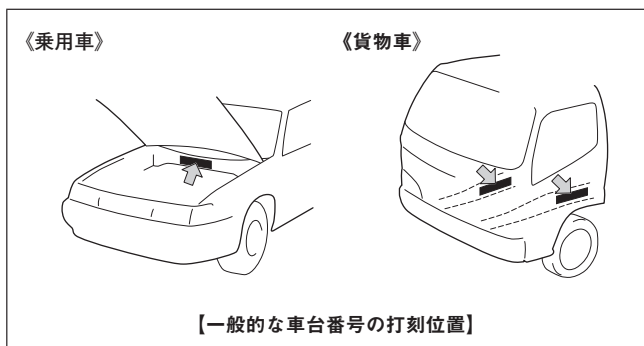
構成は国産車⇨輸入車の順となっています。それぞれ自動車製造メーカー別に収録しています。

収録は、乗用車、貨物車共に約10年分(平成19年1月～平成29年10月)です。なお、輸入貨物車は収録していません。

なお、エンジンのイラストについて、エンジンの前方を示すためにファンを描いている場合があります。実車のファンの有無を示すものではありません。

## 一般的な車台番号の打刻位置

乗用車の車台番号について、その多くがエンジンルーム内のカウルパネル上部に、また、貨物車であればフレームのサイドメンバ前輪付近に打刻されています。



※本書では上記の位置に打刻されている自動車を省略している場合があります。

## 書籍内容について

内容について、各自動車メーカー発行のマニュアル等を参考に作成しています。しかし、その後の変更により打刻位置が変更になる場合があります。また、輸入車について、輸入時期等により打刻位置が異なる場合があります。

本書に記載している内容に疑問点などがある場合には編集部までご連絡下さい。

ご連絡はコチラへ

公論出版フリーダイヤル **0120-041-893** 担当：内藤  
(月曜日～金曜日 10:00～17:00)

平成30年1月 編集部

## 打刻に関する法令等

- 車台番号と原動機型式の打刻とは 3
- 打刻確認の重要性 ..... 4
- 不正打刻の禁止 ..... 5
- 職権による打刻 ..... 8

## 国産車の打刻位置

- 1 トヨタ ..... 13
- 2 レクサス ..... 54
- 3 日産 ..... 61
- 4 日産ディーゼル／  
UDトラック ..... 86
- 5 ホンダ ..... 88
- 6 三菱／三菱ふそう ..... 107
- 7 マツダ ..... 122
- 8 スバル ..... 137
- 9 スズキ ..... 150
- 10 ダイハツ ..... 165
- 11 いすゞ ..... 177
- 12 日野 ..... 179

## 輸入車の打刻位置

- 1 BMW・アルピナ ..... 183
- 2 GM ..... 193
- 3 アウディ ..... 199
- 4 アストンマーチン ..... 207
- 5 アルファロメオ ..... 208
- 6 クライスラー ..... 211
- 7 シトロエン ..... 218
- 8 ジャガー ..... 222
- 9 スマート ..... 226
- 10 ヒュンダイ ..... 227
- 11 フィアット ..... 230

- 12 フェラーリ ..... 233
- 13 フォード ..... 235
- 14 フォルクスワーゲン ..... 237
- 15 プジョー ..... 246
- 16 ベントレー／ロールスロイス ..... 251
- 17 ポルシェ ..... 253
- 18 ボルボ ..... 257
- 19 マセラティ ..... 263
- 20 ミニ (BMW) ..... 266
- 21 メルセデスベンツ／  
マイバッハ ..... 267
- 22 ランドローバー ..... 281
- 23 ランボルギーニ ..... 286
- 24 ルノー ..... 288
- 25 ロータス ..... 293

## 打刻に関する法令等

### 車台番号と原動機型式の打刻とは

道路を運送する車両は、その所有権が公証\*されるよう登録等に関する制度が道路運送車両法（以下、車両法）により定められています。

具体的には以下の根拠法令により、車種ごとに車台番号と原動機型式の打刻が行われています。

なお、次以降に掲げる法令等について、一部編集しています。

公証\*…公式の証拠。行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。

### 車両法

#### 〈登録の一般的効力〉

第4条 自動車（軽自動車等を除く）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

編注：これにより、自動車は自動車登録ファイルに登録しなければならない。また、軽自動車については自動車登録ファイルへの登録を必要としないが、新規検査が必要となる。

#### 〈新規登録の申請〉

第7条 登録を受けていない自動車の登録（以下、新規登録）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項（車台番号、原動機の型式等）を記載した申請書に、所有権を証明するに足る書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

編注：これにより、新規登録の際には車台番号、原動機の型式等が記載された申請書等及び当該自動車を国土交通大臣に提示することになる。

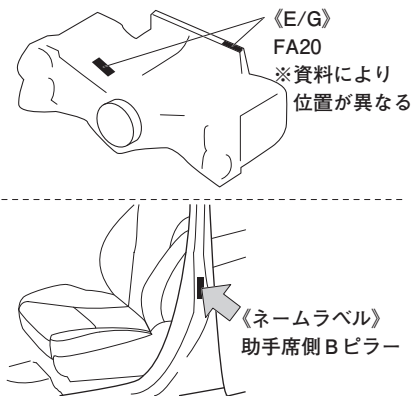
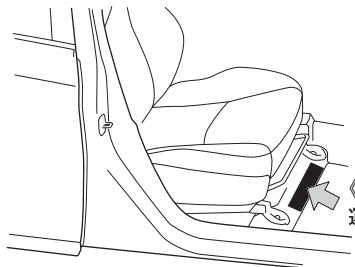
#### 〈新規登録の基準〉

第8条 国土交通大臣は、前条の申請書を受理したときは、次に該当する場合を除き、新規登録をしなければならない。

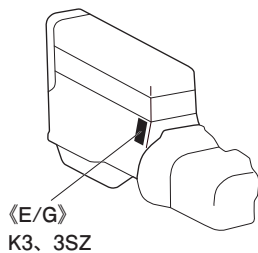
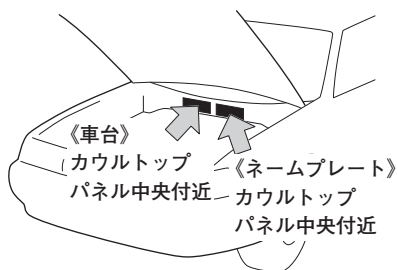
①自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式が申請書及び自動車検査証に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一でないとき。

編注：これにより、車台番号、原動機の型式が自動車に打刻されていることが必要となる。

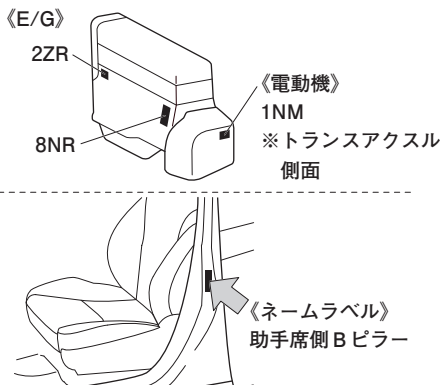
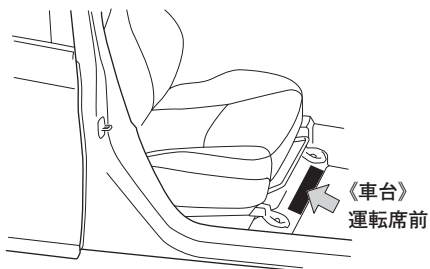
## 86 [ZN6系]



## bB [C2系]



## C-HR (含ハイブリッド) [X50/X10系]



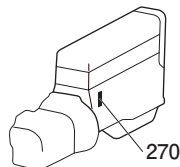
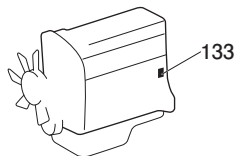
**CLA / CLAシューティングブレーク [C117] H25.7 ~ / H27.6 ~**

↑  
車両前面



《車台》  
車室内 右前座席下 メンバー上

《E/G》



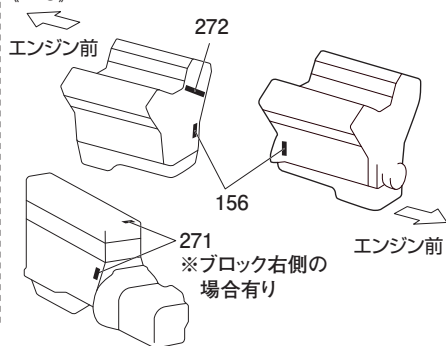
**CLK [W209] H14.4 ~ 21.7**

↑  
車両前面



《車台》  
車室内 右前座席下 メンバー上

《E/G》



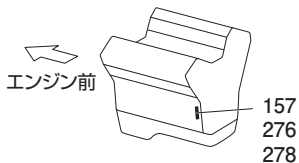
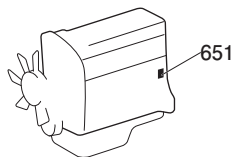
**CLS [C218] H23.2 ~ / CLSシューティングブレーク [C218] H24.10 ~**

↑  
車両前面



《車台》  
車室内 右前座席下 メンバー上

《E/G》



自動車打刻位置ハンドブック  
平成30年版

車台番号 & 原動機型式  
平成19年 1月～平成29年10月

■発行日 平成30年 2月 1日

---

■定 価 2,000円 送料300円 (税込み)

---

■発行所 株式会社 公論出版

**お求めは、自動車修理専門書店 TEBRA へ**

**<http://tebra.jp/>**